

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進んでおり、平成 17 年の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は 1.26 と過去最低となりました。平成 18 年には増加に転じ、平成 20 年の合計特殊出生率は 1.37 となっていますが、依然として人口を維持するのに必要とされる 2.08 という数値を大きく下回っている状況です。

少子化による影響は、子どもの健やかな成長だけでなく、若い労働力の減少や地域社会の活力の低下、年金、医療、介護等の社会保障費の増大等、社会経済全体に影響を及ぼすことが懸念され、「少子化問題」は取組むべき国政上の重要課題となっています。

これらの少子化対策として、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するために、「次世代育成支援対策推進法」が 10 年間の時限立法として平成 17 年 4 月に施行され、本市においても、子どもの育成・教育といった枠を越えて「子どもにとっての最善の利益」という視点で、将来を担う世代の主体的な成長を支援するため、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 カ年を計画期間とする「つるがいきいき子ども未来プラン（敦賀市次世代育成支援対策行動計画[前期計画]）」を策定し、各種取組みを実施してきました。

少子化が進む今日、市民が安心して子どもを生み育て、明日の敦賀市を創る子どもたちが元気に育つための「次世代育成支援」は、市政の最重要課題の 1 つであり、引き続き、平成 22～26 年度の 5 年間を計画期間として、本市の「次世代育成支援」の基本的な考え方のもとで、市民や保育・教育従事者、行政が協働で取組んでいく施策・事業の方向を明らかにしていく必要があります。

「つるがいきいき子ども未来プラン（敦賀市次世代育成支援対策行動計画[前期計画]）」の基本理念を継承し、子ども達のための各種施策分野の連携と、市民との協働により、「みんなで支え合うまちづくり」の推進に向けて「つるがいきいき子ども未来プラン（敦賀市次世代育成支援対策行動計画[後期計画]）」を策定します。

## 2. 計画の性格・位置付け

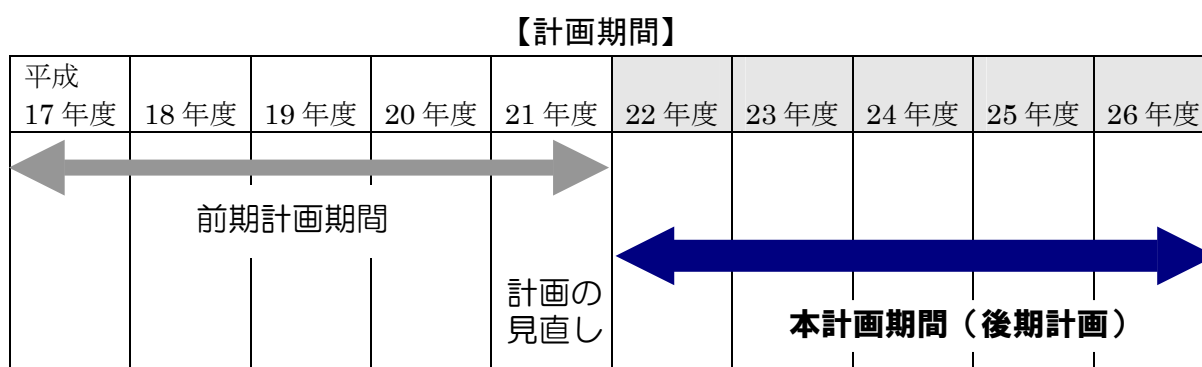
本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「敦賀市総合計画」や保健福祉関係計画、県や国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら策定します。

なお、本計画では目標に向かって具体的に取組んでいくため、各分野の現状と課題を示し、取組むべき施策や目標を達成する上での目標値を明示しています。

## 3. 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、市町村が策定する行動計画は5年を1期として策定するもので、本後期計画の期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。



次世代育成支援対策推進法    ▷▷    平成26年度迄

#### 4. 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、子育て家庭や中学生・高校生、事業所の実態や意向を把握するため、「次世代育成支援に関するアンケート調査（以下「次世代育成支援アンケート調査」という。）を平成 20 年度に実施しました。また、市民、関係団体、有識者からなる「敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会」を設置し、子育て支援のあり方について協議を重ねてきました。

【次世代育成支援アンケート調査の概要】

調査の種類	配布数 (票)	回収数 (票)	回収率
就学前児童 保護者	600 票	408 票	68.0%
小学生児童 保護者	612 票	545 票	89.1%
中学・高校生	901 票	807 票	89.6%
事業所	200 票	91 票	45.5%
合計	2,313 票	1,851 票	80.0%

